

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成三十年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

第二条 この告示の規定による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（以下「新開示告示」という。）

）第二条（新開示告示第三条第三項及び第四項、第四条第三項第二号及び第四項第二号、第五条第三項及び第四項において準用する場合を除く。）の規定及び新開示告示別紙様式第二号（第五面、第十一面、第二十七面及び第二十七面に係る部分を除く。）は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

2 新開示告示別紙様式第二号（第五面、第十一面、第二十七面及び第二十七面に係る部分に限る。）は、平

成三十一年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、同日前に終了する事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

3 新開示告示第三条第一項及び第二項の規定、新開示告示第三条第三項において準用する新開示告示第二条第三項（第十一号に係る部分に限る。）の規定、新開示告示第三条第四項において準用する新開示告示第二条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項（読替え後の同項に規定する別紙様式第三号を含む。）の規定は、適用日以後に終了する中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

4 新開示告示第四条第一項、第二項及び第三項第一号（新開示告示第五条第三項において準用する場合を除く。）の規定、新開示告示第四条第三項第二号において準用する新開示告示第二条第三項の規定、新開示告示第四条第四項第一号（新開示告示第五条第四項において準用する場合を除く。）の規定、新開示告示第四条第四項第二号において準用する新開示告示第二条第四項及び第五項の規定、新開示告示第四条第五項及び第六項（それぞれ新開示告示第五条第五項において準用する場合を除く。）の規定並びに新開示

告示第四条第四項第二号において読み替えて準用する新開示告示第二条第五項に規定する別紙様式第二号（第五面、第十一面、第二十面及び第二十七面に係る部分を除く。）は、適用日以後に終了する連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

5 新開示告示第四条第四項第二号において読み替えて準用する新開示告示第二条第五項に規定する別紙様式第二号（第五面、第十一面、第二十面及び第二十七面に係る部分に限る。）は、平成三十一年三月三十一日以後に終了する連結会計年度に係る説明書類の作成について適用し、同日前に終了する連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

6 新開示告示第五条第一項及び第二項の規定、同条第三項において準用する新開示告示第二条第三項（第十一号に係る部分に限る。）及び第四条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定、新開示告示第五条第四項において準用する新開示告示第二条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項（読替え後の同項に規定する別紙様式第三号を含む。）並びに第四条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定並び

に新開示告示第五条第五項において準用する新開示告示第四条第五項及び第六項の規定は、適用日以後に終了する中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

7 新開示告示第六条第一項第十一号及び第十四号並びに第二項の規定並びに新開示告示別紙様式第七号（第一面に係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する四半期の開示事項に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した四半期の開示事項に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

8 新開示告示別紙様式第七号（第一面に係る部分を除く。）は、平成三十年六月三十日以後に終了する四半期の開示事項に係る説明書類の作成について適用し、同日前に終了する四半期の開示事項に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。